

附 則 (平成二十三年七月二十九日政令第二三七号)

(施行期日)

1 この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。
(消費者契約法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法第一条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下この項において「旧法」という。)の規定(改正法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法の規定を含む。)に違反して罰金の刑に処せられた者については、第六条の規定による改正後の消費者契約法施行令第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年一月二十六日政令第四二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月六日政令第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十八年二月三日政令第四〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年五月二十一日)から施行する。

附 則 (令和三年六月二日政令第一六二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和四年一月四日政令第四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等

の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月一日)から施行する。

附 則 (令和五年一月二十八日政令第六号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に消費者契約法第十三条第一項の認定を受けている者に対する同法第三十三条第二項の規定による命令又は同法第三十四条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定による当該認定の取消しについては、この政令の施行の日の属する事業年度の終了後最初に招集される特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十四条の二に規定する通常社員総会又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十六条第一項に規定する定時社員総会の終結の時までは、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月二十九日政令第八四号)

(施行期日)

この政令は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和四年法律第一百五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年一月三十一日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。